賛否不明共有者がいる場合の共有物管理の申立てについて

この手続は、土地や建物を含めた共有物について、その管理に関する事項を決することの賛否を明らかにしない共有者がいる場合に、裁判所に対し、当該賛否不明共有者を除く共有者によって、申立てにおいて特定された管理に関する事項を決することができる旨の裁判をするよう求める手続です。

１　申 立 人

対象となる共有物について持分を有する共有者（民法２５２条２項２号）

２　申 立 先

対象となる共有物の所在地を管轄する地方裁判所（非訟法８５条１項）

３　費　　用

申立手数料として　印紙１０００円（×申立ての対象となる共有物の数）

郵便切手　６０００円分

内訳　５００円×８枚、１１０円×１０枚、１００円×５枚、５０円×５枚、２０円×５枚、１０円×５枚

※ただし、共有者等が１名増えるごとに＋２４４０円（５００円×４枚、１１０円×４枚）追加する。

４　添付書類

□弁護士が代理人となるときはその委任状

□申立人又は共有者が法人（会社など）の場合は全部事項証明書又は資格証明書

□不動産又は不動産に関する所有権以外の財産権の場合には、不動産登記事項証明書（共有・管理非訟規則６条）

□共有物の管理に関する事項につき賛否を明らかにすべき旨を催告した書面等の資料の写し

□申立てを理由づける事実についての証拠書類の写し（非訟規則３７条３項）